

財務省告示第三百二十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成二十年十月三十一日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十一月十二日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項並びに特

別会計に関する法律（平成十九

年法律第二十三号）第四十六条

第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第 非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者





十 十  
三 二

十 十  
口 イ 一  
発

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 行 争 格 日

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金  
額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
す る 。  
平 成 二 十 年 十 月 三 十 一 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 五  
銭 額 以 上 の 所 得 税 振 替 口 座 簿 中 の 口  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 四 十 三

(一) 年 二 ・ 二 パ ー セ ン ト  
は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算  
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込  
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2 \times 41}{100 \times 365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子 に  
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る  
も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口  
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の  
に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式 に よ

十四 初期利子  
 り算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。  
 平成二十一年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期利子以後  
 償還金額 償還金額 元利支額  
 平成二十年九月二十日  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成二十年十月三十一日